

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡町村合併協議会

協 議 項 目	26 - 26. コミュニティ施策	協 議 細 目	
調 整 方 針	(案) 1 地区の所有にかかる集会所の建設・改修等の補助については、関市の制度に統一するものとする。 2 現行の洞戸村、板取村、武儀町、上之保村及び武芸川町が所有する集会所については、公民センターとして位置づけるものとし、今後の設置基準等について、地域の実情を考慮して合併時まで調整するものとする。		
項 目	参 考 資 料		
	資料は、第11回合併協議会(16年5月11日)に提出済み。(P69~P80)		